平成２３年（家）第１４号
本籍群馬県藤岡市中大塚544番地、最後の住所神奈川県相模原市千代田１丁目４番13号レジェンド千代田301
不在者　萩原　忠雄
昭和43年２月６日生
平成23年11月25日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

平成２２年（家）第４６８号
本籍福井市志比口２丁目307番地、最後の住所福井市四十谷第20号５番地福井県大安寺荘
不在者　加藤喜美子
昭和３年11月23日生
平成23年11月22日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第７２６０号
本籍大阪市中央区玉造２丁目20番地、最後の住所大阪市天王寺区宰相山町151番地
不在者　鍛冶　品子
大正４年７月11日生
平成23年11月25日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１７７７号
本籍兵庫県姫路市花田町小川1243番地12、最後の住所兵庫県姫路市花田町高木193番地
不在者　吉田　はる
明治41年４月５日生
平成23年11月25日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２２年（家）第６３７号
本籍北海道亀田郡七飯町緑町１丁目146番地、最後の住所不明
不在者　水根　照子
昭和25年９月20日生
平成23年11月23日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第６号
石川県七尾市中島町笠師ミ部37番地
申立人　川下建機工業株式会社
代表者代表取締役　川下　公博
申立人代理人弁護士　今井　　覚
権利を争う旨の申述の終期　平成23年11月22日
平成23年11月24日　　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＢ261089
金額　140,000円
支払期日　平成23年10月20日
支払地　石川県白山市
支払場所　北陸信用金庫松任支店
振出日　平成23年６月20日
振出地　金沢市
振出人　協和道路株式会社　代表取締役　渕田　昭彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第３号
兵庫県姫路市白浜町字佐崎南１丁目51番地
申立人　成和電子工業株式会社
代表者代表取締役　山下　高則
権利を争う旨の申述の終期　平成23年11月24日
平成23年11月25日　　明石簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＦ275003
金額　260,516円
支払期日　平成23年10月15日
支払地　兵庫県明石市
支払場所　株式会社三井住友銀行明石支店
振出日　平成23年６月15日
振出地　兵庫県明石市茶園場町５番22号
振出人　大和製衡株式会社　代表取締役　川西　勝三
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
千葉県市原市国分寺台１丁目１番地１
申立人　市原市
代表者市長　佐久間隆義
権利の届出の終期　平成23年11月21日
平成23年11月24日　　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　市原市八幡字笊沼334番１
田　858平方メートル
市原市八幡字笊沼334番３
宅地　0.40平方メートル
２登記年月日　千葉地方法務局市原出張所明治44年８月26日受付第3450号
３登記した権利の内容
明治44年１月１日の永小作権設定に因り東京市日本橋区濱町二丁目11番地高田直三郎の為
存続期間　20年小作料１年８円81銭同支払期
明治44年１月より同48年12月迄の分は明治44年８月26日に支払い其後は毎年12月30日とする永小作権

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３１８号
神戸市東灘区本山南町８丁目６番26号
債務者　株式会社ホーユー
代表者代表取締役　竹口　　滋
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽田　由可
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６４号
大阪府大阪市淀川区十三本町３丁目７番46号
債務者　有限会社ＴＯＭ　ＴＩＴ　ＴＯＴ
代表者取締役　山内　信二
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桐山香代子
松江地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３９９号
前橋市上小出町２丁目８番地４
債務者　橋爪　立雄
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金田　悦郎
４　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０７５号
仙台市太白区中田町字法地南21番地の２
債務者　今野　千恵
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２８号
仙台市太白区柳生５丁目３番地の１　アルフォートシティ503、従前の住所宮城県名取市ゆりが丘４丁目22番地の２
債務者　照井　公憲
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係